



2022年4月27日

各 位

会社名 日本精鉱株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 理史
(コード番号 5729 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役企画管理部長 若林 武則
(TEL 03-3235-0021)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第127期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|---------------------|------------|
| 定款変更のための株主総会開催日(予定) | 2022年6月29日 |
| 定款変更の効力発生日(予定) | 2022年6月29日 |

以 上

<別紙>

(下線は変更箇所を示しております)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p data-bbox="352 353 585 387" style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p data-bbox="150 434 807 506"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="150 512 807 786">第 14 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="437 831 517 864" style="text-align: center;">(新設)</p> <p data-bbox="437 1267 517 1301" style="text-align: center;">(新設)</p> | <p data-bbox="1027 353 1260 387" style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p data-bbox="1098 434 1182 468" style="text-align: center;">(削除)</p> <p data-bbox="842 831 1082 864"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="831 871 1445 1025">第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="919 1032 1445 1223">2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="842 1267 927 1301"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="831 1308 1445 1626">1. <u>現行定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生じるものとする。</u></p> <p data-bbox="831 1632 1445 1787">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="831 1794 1445 1946">3. <u>本附則は、施行日から 6 カ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

以 上